

うべ産水産物官民連携プラットフォーム規約 新旧対照表（案）

旧	新
<p>（目的）</p> <p>第2条 本会は、多様なステークホルダーの積極的な参加及び官民連携により、<u>うべ産水産物の魅力創出と消費拡大を推進することを目的とする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 本会は、多様なステークホルダーの積極的な参加及び官民連携により、<u>うべ産水産物の認知度向上を推進し、より一層の消費拡大につなげていくことを目的とする。</u></p>
<p>（活動内容）</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。</p> <p>(1) <u>うべ産水産物の高付加価値化、ブランド力強化に関する活動</u></p> <p>(2) <u>魚食普及に関する活動</u></p> <p>(3) <u>うべ産水産物の魅力発信、認知度向上に関する活動</u></p> <p>(4) <u>異業種間の情報共有、連携強化に関する活動</u></p> <p>(5) <u>その他本会の目的を達成するために必要な活動・・・・・・・・</u></p>	<p>（活動内容）</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。</p> <p>(1) <u>うべ産水産物のプロモーションに関すること。</u></p> <p>(3) <u>魚食普及に関すること。</u></p> <p>(2) <u>うべ産水産物の認知度向上に関すること。</u></p> <p>(4) <u>異業種間の情報共有及び連携強化に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他本会の目的を達成するために必要な活動に関すること。</u></p>
<p>（任期）</p> <p>第5条 会員の任期は、<u>本会設置の日から令和5年3月31日までとする。</u></p> <p>2 会員が欠けたときの補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>（任期）</p> <p>第5条 会員の任期は、<u>2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>2 会員が欠けたときの補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>